



## 指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第50条第1項の規定により、次のとおり、事業所の指定の一部の効力停止を行いました。

### 1 事業概要等

- (1) 法人名 社会福祉法人ふれんず
- (2) 所在地 呉市中通一丁目2番38号
- (3) 代表者 理事長 塩谷 茂
- (4) 事業の種類 就労移行支援・就労継続支援B型
- (5) 対象事業所名等

事業所名	所在地	事業所番号
ひかり作業所 (従たる事業所)	呉市中通一丁目2番38号	3410500635
ふくろうの里	呉市中通二丁目7番5号	
若椿作業所	呉市広古新開二丁目1番5号	

### 2 処分内容等

- (1) 処分の内容  
指定の一部の効力停止（6か月）
- (2) 処分年月日  
令和4年4月20日
- (3) 効力発生日（期間）  
令和4年5月1日～令和4年10月31日
- (4) 処分の理由  
平成28年10月から令和3年11月までの間、利用者の個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないにもかかわらず、個別支援計画未作成減算を行わず、給付費を不正に請求し、受領した。

### 3 返還額

33,004,258円（給付費23,574,470円、加算額9,429,788円）

※ 法第8条第2項に基づき、返還させる額に100分の40を乗じて得た額を加算し返還させる。